



4. 取り組みの柱

戦略① 地域の力を高める

地域の力を高めることで、持続可能な地域づくりを進めます

これまで、住民主体による地域課題の解決に取り組むための協議体として「地域福祉ネットワーク会議」の設置を行ってきました。

これは、公的な制度では対応できない地域の課題やニーズを把握・共有し、地域課題を地域全体で支えるしくみをつくる必要があったからです。

伊賀市では、第3次計画において、住民自治協議会単位で設置を進め、それぞれの地域の独自性に応じて、取り組みを進めています。

今後は、地域福祉ネットワーク会議連絡会により、地域福祉ネットワーク会議間の連携を密にし、より効果的にそれぞれの地域福祉ネットワーク会議の運営を行うことでお互いに高め合い地域力の強化を推進していきます。

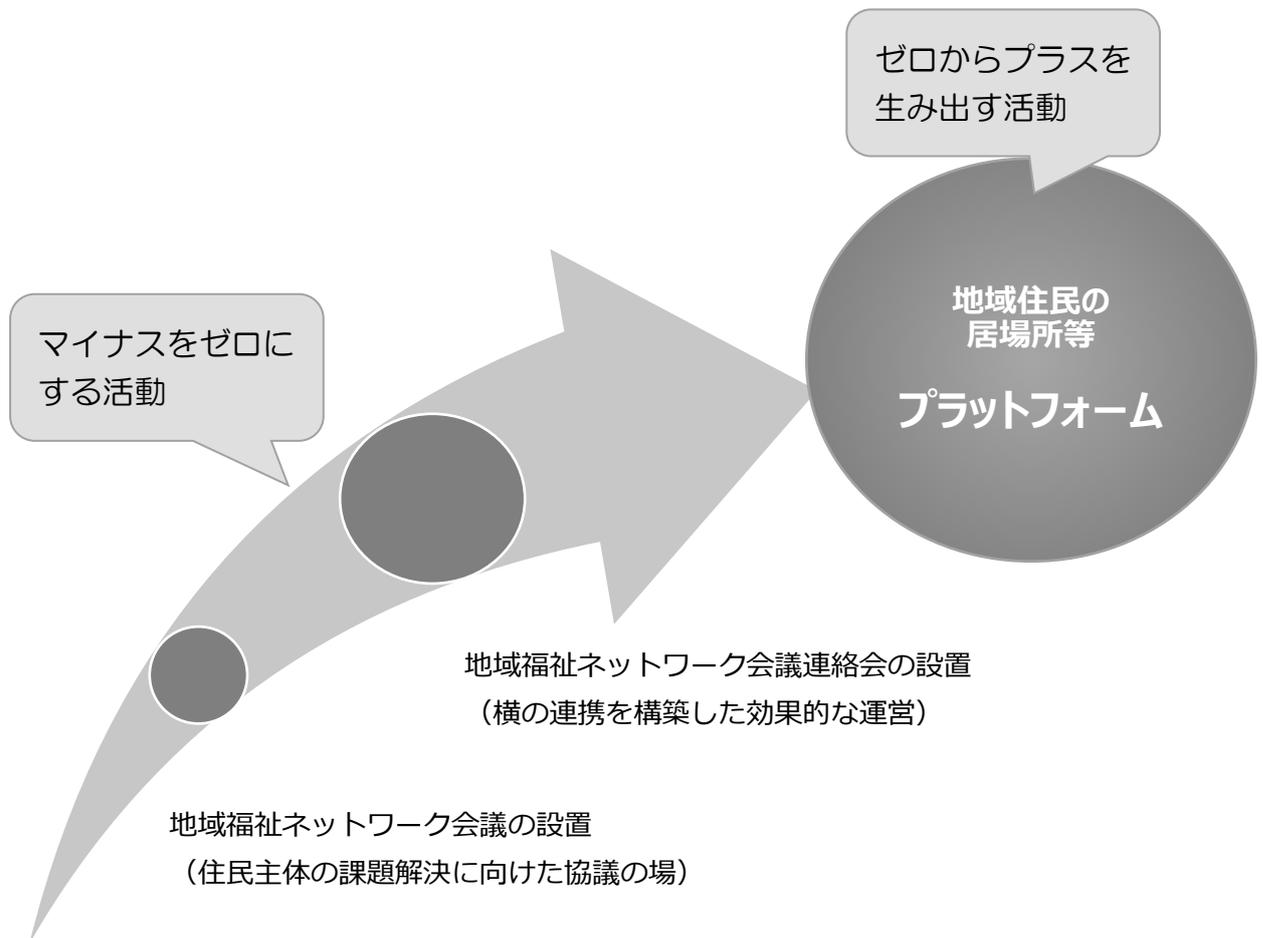
また、地域課題の解決に取り組むという「マイナスの部分ゼロ」にしようとする活動から、それぞれの地域独自の誇れる「宝物」を見つけ出す「ゼロからプラス」を生み出すための活動を進めています。

国では、社会福祉法人、地域住民、福祉関係者等の様々な地域の担い手が分野を超えて協働することで、さらなる展開が生まれる場としてプラットフォームを定義し、これを中心として地域づくりに取り組んでいくことを示していますが、伊賀市では、すでにそれぞれの地域において存在する地域福祉ネットワーク会議というしくみを活用して、プラットフォームを形成し、持続可能な地域づくりを進めます。

※プラットフォームとは

本来は、周辺よりも高くなった水平で平らな場所のことをいいますが、そこから転じて、基盤づくりという意味に使われるようになり、国においては、分野・領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、更なる展開が生まれる場として、地域共生に資する地域活動が行われる場として定義されています。

持続可能な地域づくり（イメージ）



伊賀市では、住民主体による課題解決のための協議の場として、住民自治協議会単位において、地域福祉ネットワーク会議を設置する取り組みを行ってきました。

今後は、地域福祉ネットワーク会議をベースにした新たな地域づくりの取り組みを進めますが、そのためにまずは地域福祉ネットワーク会議間の連携を密にし、それぞれの地域が補完し合うことで、地域づくりを行います。

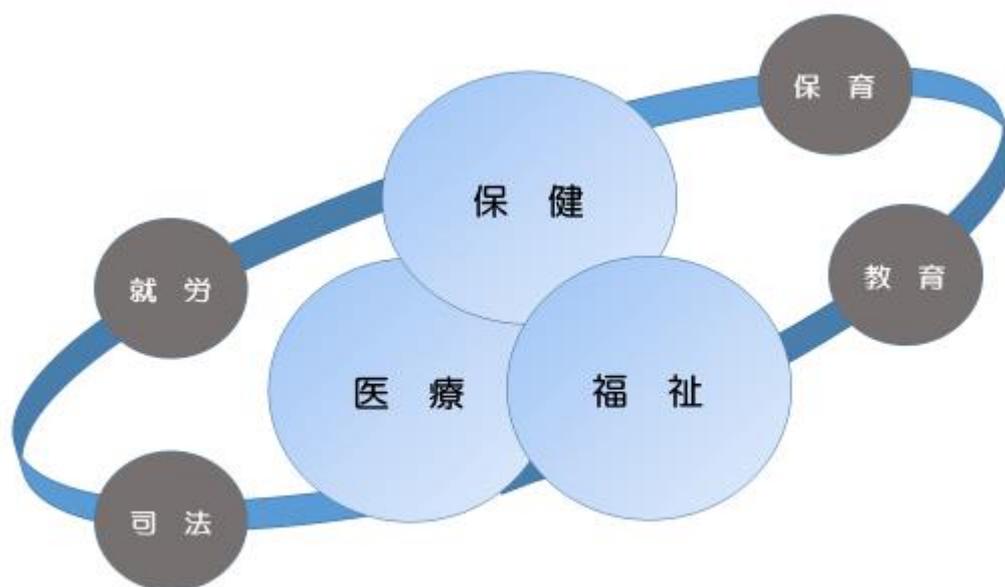
戦略② 専門機関の力を高める

多職種・多機関が連携・協働していくことが求められています。

これまでも、地域包括ケアシステムの構築のために、保健・医療・福祉分野の多職種による専門職間の連携に取り組み、様々な事業にも取り組んできました。

今後は、この保健・医療・福祉分野の連携をさらに進めるとともに、教育・就労等を含めた多機関が連携し、これまでの取り組みをさらに発展させることで、地域を支援する、地域に貢献することができる体制やしきみをつくります。

☆専門機関によるネットワーク（イメージ）



新たな庁内連携体制のしくみをつくります。

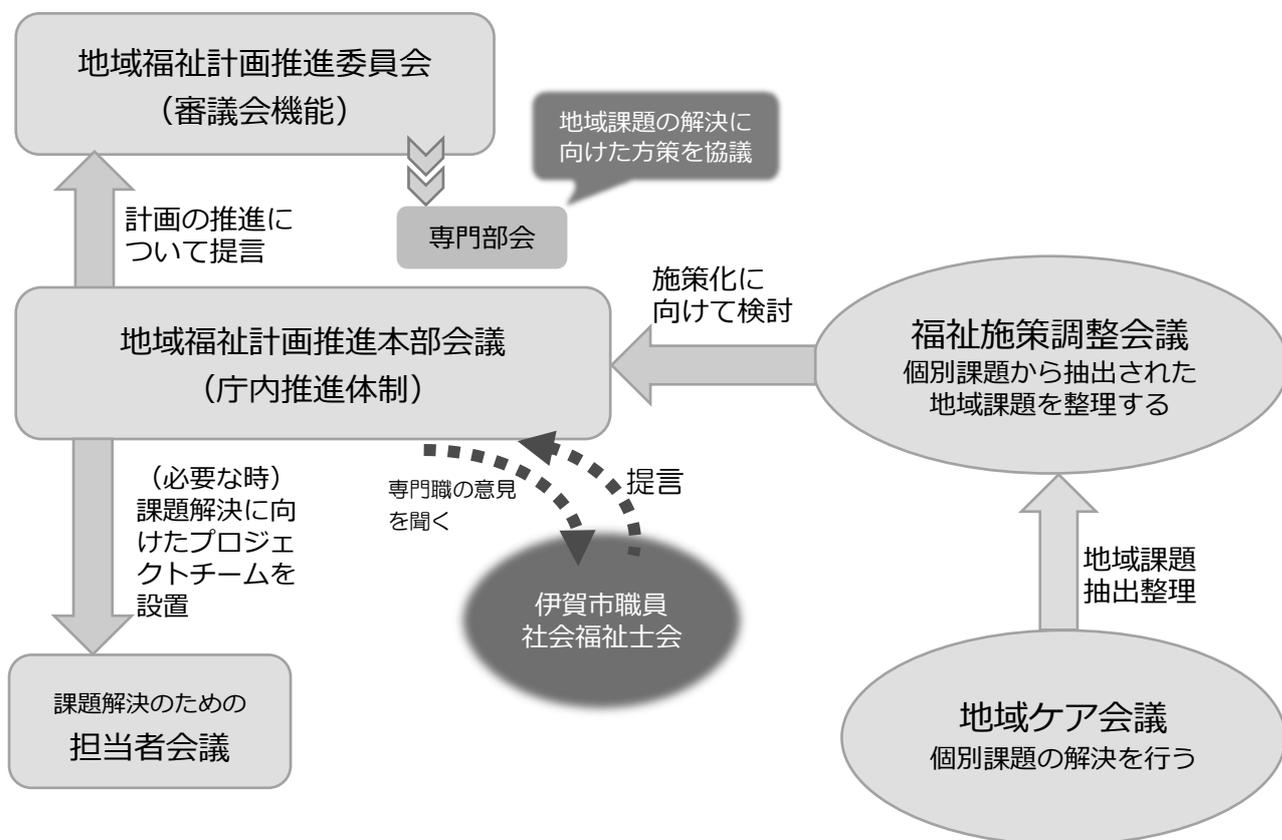
伊賀市では、これまでからも分野を問わない相談を受け付ける福祉総合相談窓口を設置し、複合化する相談に関しては、多機関をコーディネートする部署をとおして、連携することで事案の解決を行ってきました。

そして、個別課題の解決にとどまらず、地域全体における課題である場合は、同様の事案があった際に解決に導きやすくするよう取り組みも行ってきました。

今後は、多岐にわたる課題を解決する方策について、連携して協議する新たな庁内体制を整え、多くの課題を解決できるようにします。

そのため、資格のある専門職の職員の集まりを組織し、様々な地域課題に対して、スペシャリストとしてのアプローチから、地域課題解決の方策を導き出すしくみをつくります。

○新たな庁内連携体制（案）



戦略③ 地域と専門機関をつなぐ

地域の取り組みと専門機関のネットワークをつなげます。

伊賀市では、福祉総合相談窓口を設けることで、市民が気軽に困りごとを相談できるように努めています。そして、専門分野の窓口につなげることで、適切な支援を受けることができるしくみを構築しています。

この取り組みをさらに進めるためにも、断らない相談を実践できる福祉総合相談窓口に加え、アウトリーチによる伴走型支援の強化を行います。

それとともに、地域において社会とつながりが希薄になることで、孤立状態になる人についても、地域のなかでのつながり合えるよう支援する体制を構築します。

また、これからは、従来の分野ごとの支援にかわり、様々な分野を一体的にとらえ、必要な支援を行う「重層的な支援体制の整備」に取り組むことで、地域と専門機関をつなぐ機能を強化していきます。

☆地域と専門機関をつなぐ機能（イメージ）



※アウトリーチとは

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて、情報や支援を届けるプロセスのことをいいます。

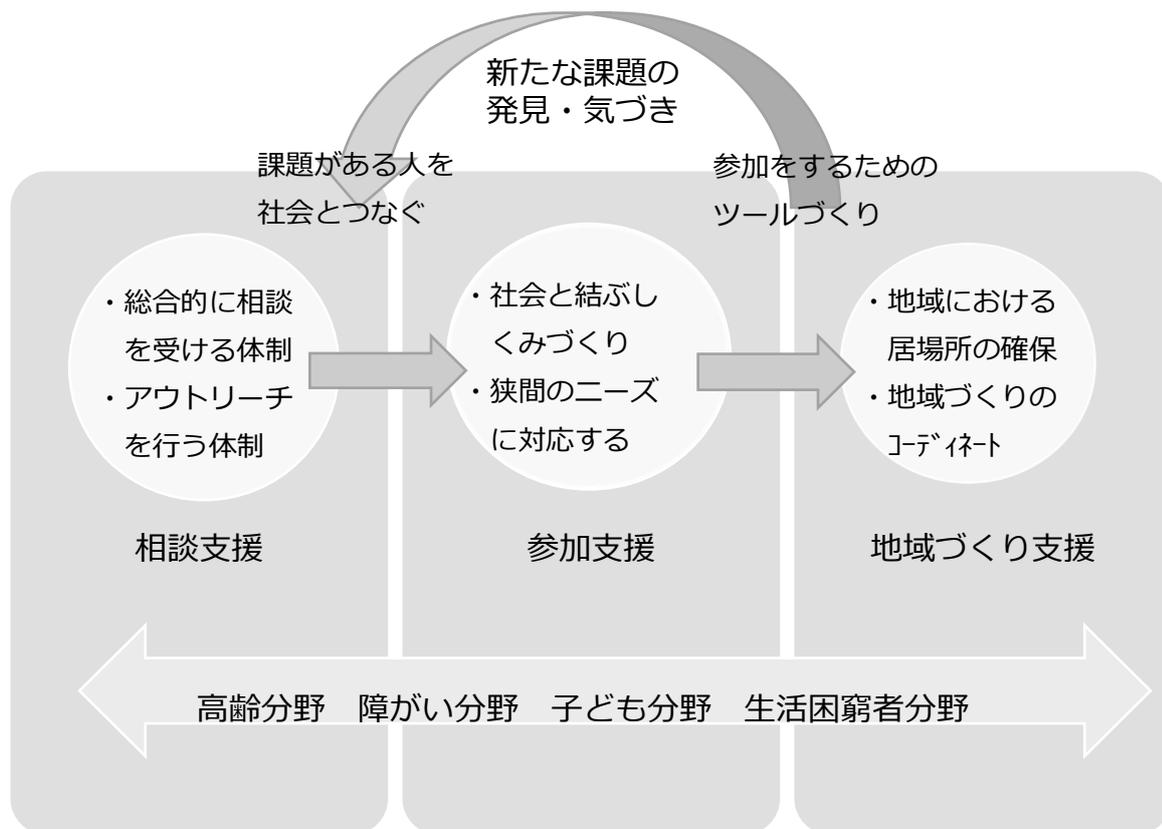
分野を問わない一体的な支援体制を構築します。

社会福祉法が改正され、令和3年度から包括的な支援体制を構築するために、分野ごとに行う支援を、本人の属性を問わず一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設されました。

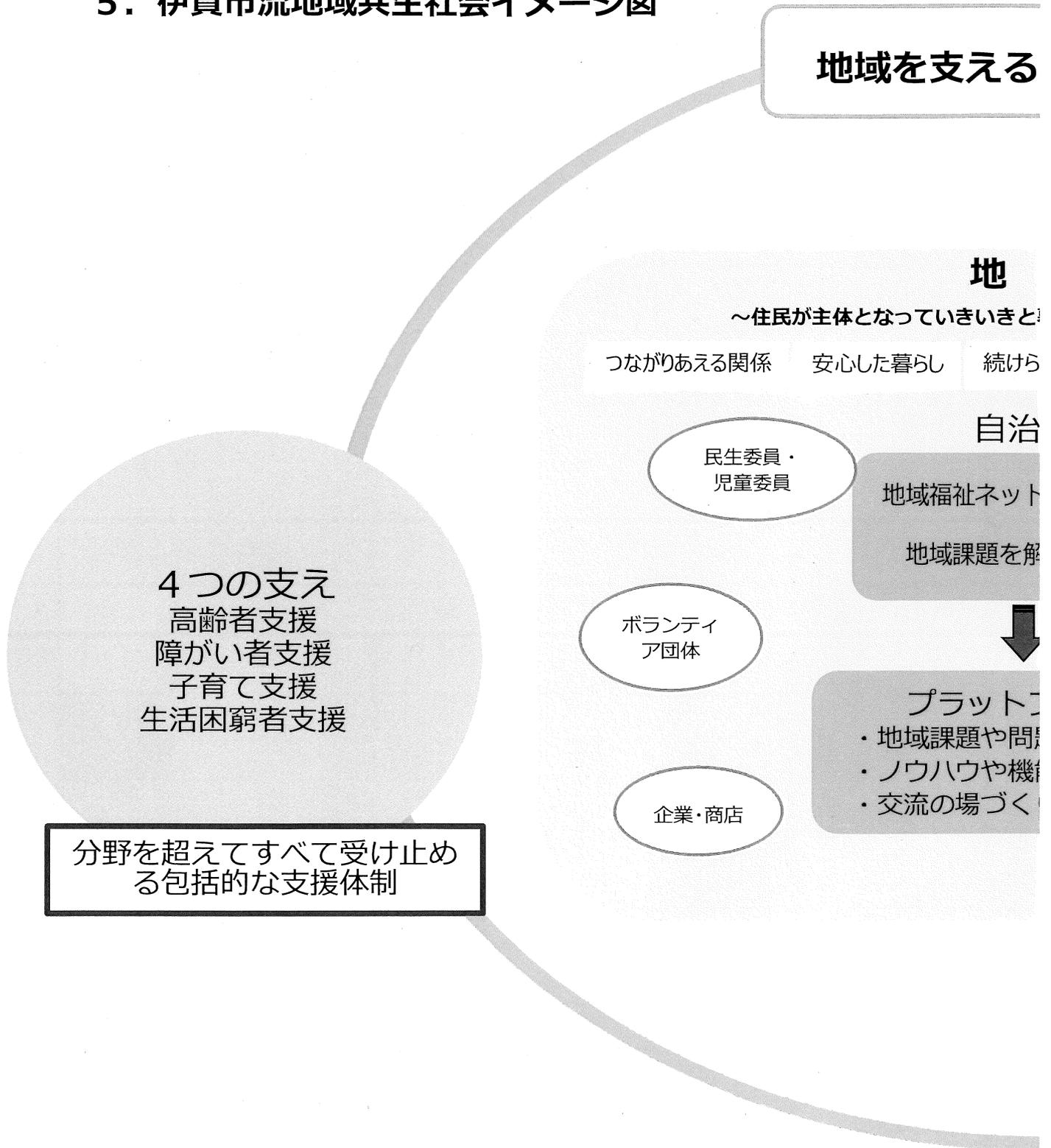
伊賀市では、この事業に取り組むことにより、複数の分野にまたがる相談や、狭間のニーズに対応し、ひとりひとりの状況に応じたオーダーメイドの支援や、寄り添いながら伴走していく支援を充実させていきます。

併せて、複雑化・複合化する事例については、支援に関わる多くの機関が協働する体制をコーディネートし、既存の会議体を活用しながら、それぞれがしっかりと役割を分担し、支援の方向性を統一して取り組む体制を整備します。

○伊賀市が考える重層的な支援体制（案）



5. 伊賀市流地域共生社会イメージ図



ネットワーク

地域

暮らしていけるコミュニティ～

地域の活動 困りごとを抱える人に寄り添う

協

ネットワーク会議

解決する場

フォーラム

問題意識の共有
能力、資源の共有

地域福祉
コーディネーター

専門職

社会福祉
法人

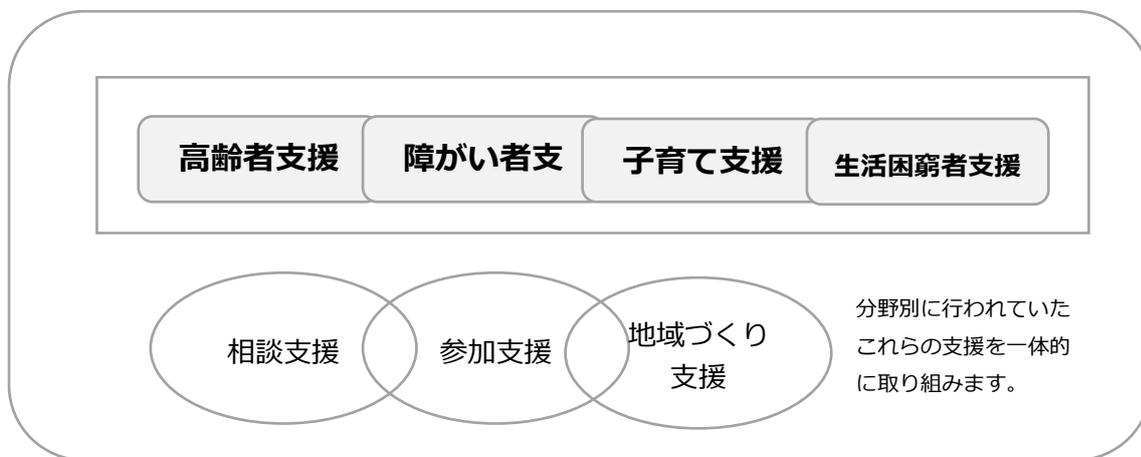
NPO 法人

4つの安心
地域医療/健康づくり
住まい/暮らし

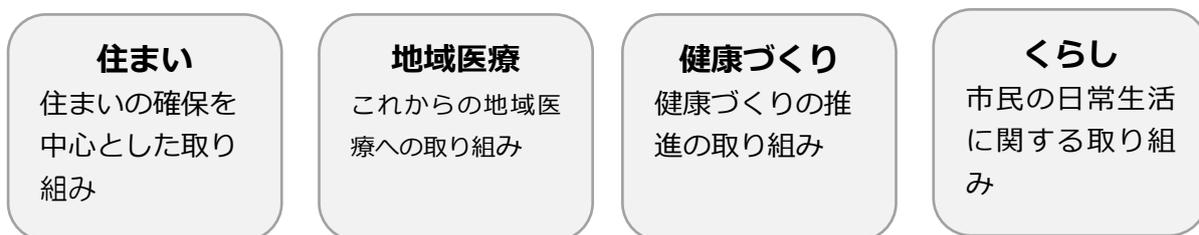
6. 重点施策の構成

1. 4つの支えと4つの安心

4つの支え



4つの安心



2. 6つの充実

① みんなでつくる

地域福祉コミュニティ

地域の力を高める取組みにより、持続可能な地域づくりを行う。

② 多機関の連携による

福祉の「わ」づくり

行政・社会福祉法人・NPO 法人・民間事業者等が連携するしくみを構築する。

③ つながりあえる地域づくり

孤立状態にある人と社会のつながりを作るなど、地域で支え合える基盤を作る。

④ 安心と安全のまちづくり

支え合える基盤をすることにより、困りごとがあっても安心して暮らせるまちをめざす。

⑤ これからの人材を

育成するしくみづくり

支え合いの基盤を作り安心して暮らせるまちをめざすために、地域の担い手を育成する。

⑥ 生きづらさを抱えた人に

寄り添う社会づくり

何らかの原因で生きづらさを抱えている人に寄り添い支えるしくみを作る。

第4章

4つの支えと4つの安心

重層的支援体制を整備し、属性を問わず包括的な**支え**を実現するとともに、地域包括ケアシステムを推進し、**安心**して暮らせるまちをめざします。

これまで分野別に取り組んできた様々な「高齢者」「障がい者」「子育て」「生活困窮者」の支援を一体的に行う重層的支援体制の整備に取り組めます。

また、第3次計画において地域包括ケアシステム構築のために取り組んだ分野に、「暮らし」の分野も加えた支援体制を構築します。

4つの支え

- 1 高齢者支援 045
- 2 障がい者支援 049
- 3 子育て支援 053
- 4 生活困窮者支援 055

4つの安心

- A 住まい 057
- B 地域医療 059
- C 健康づくり 061
- D くらし 063

1

高齢者支援

01

地域共生社会を進めるために、包括的な相談体制を充実します

高齢者の支援に関する様々な制度について、市民への「認識度」を高めるため、制度の内容や利用方法について広報活動を実施し、制度の周知と利用に関する啓発を行います。

制度については「本人らしい生活」を守るという前提のもと利用していただけるように、本人の意思や心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用となるように、支援体制を構築していきます。

また、相談者の属性に関わらず地域の様々な相談を受け止め、課題解決のための取り組みについて、適切な支援関係機関につなげます。

その中で複雑な問題が絡む事例については、多機関が協働して支援に取り組むことや、地域の関わりも必要になることから、支援者それぞれの役割を明確にし、課題解決のための方策を検討するための会議を開催します。

02

社会参加（生きがいづくり）を促進します

いつまでも健康で長生きをして暮らしていくために必要なことの第一歩として、社会参加の促進があげられるようになってきました。

これまでの「支えられる側」と「支える側」という役割に分かれるのではなく、これからはお互いが支え合う中で、特に支える側になることで役割や生きがいをもって生活ができる環境づくりに努めていきます。

そのために、ボランティア活動や趣味等を通じて地域で住民同士が交流が出来るように、サロンへの参加や運営への参画を促し、生涯学習活動の場づくりについて支援を行います。

03

認知症の人とともに創る社会「共生と予防」を実現します

認知症の人を地域で支えるという考え方から、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくという考え方への転換が必要です。

そのために、認知症に関する正しい知識と理解の普及を今後も進めていきます。

また、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿などを積極的に発信していくことが必要です。認知症の人本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映できるように努めます。

認知症の原因やしきみについては、医学的に十分に明らかにはなっていませんが、認知症予防に資する可能性のある活動を推進し、認知症の発症遅延や発症リスクの低減を図ります。

また、移動、買い物、金融手続きなど、生活のあらゆる場面で、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けるための障壁を減らしていく、「認知症バリアフリー」の取り組みを進めます。

04

介護者に対する支援を充実します

多重介護や老老介護に加え、18歳未満の子どもが介護を担うケースが増えています。介護される側だけでなく、介護をする側の人に対する支援も重要であり、「多忙による情報不足」や「丸抱えの介護」等による虐待や共倒れになる前に、該当者の早期発見や適切な支援関係機関につなげます。

また、要介護者を抱える家族に対しても伴走型の支援の実施を検討し、負担軽減につながるよう努めます。

05

利用者主体の介護保険サービスの提供を推進します

高齢者のライフスタイルやニーズが多様化することで、高齢者ひとりひとりやその家族の生活状況等にマッチした介護保険サービスの提供が求められています。

介護保険事業の適切な運用と、恒久的に持続可能な運営を実現するために、介護サービス事業者に対する指導監査を行います。

また、さまざまな支援関係機関と連携を行い、利用者ニーズに対応したサービスを提供できるように努めます。

06

保健事業と介護予防の一体的実施を推進します

医療保険制度ごとに実施されている保健事業が、適切に継続されて来なかったという課題から、2024（令和6）年度までにすべての自治体で、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することが義務付けられました。伊賀市では体制を整備して2021（令和3）年度から事業を実施します。

これまで個々に独立していた医療情報や健診情報、介護情報を関連付けたデータ分析が可能となり、地域の健康課題をもとに、より効果的な介護予防活動を展開します。



2

障がい者支援

01

さまざまな情報の提供及び相談の支援を充実します

障がいのある人だけでなく、障がいのある人を支援する人や市民が地域の身近な場所において、障がい者福祉に関する情報を収集することが出来る環境づくりに努めます。また、収集した情報を活用していくという意識づくりにも取り組みます。

さらに相談者の属性にかかわらず、地域における様々な相談を受け止めていく必要があり、複雑な課題を抱えている事例については、多くの支援関係機関がそれぞれの役割を明確にしていきながら連携し、課題解決に向けた取り組みの方策を検討していきます。

02

障がいのある人の自立した生活のための環境を充実します

障がいのある人が、お住いの地域で安心して生活をおくることが出来るよう、緊急時の受け入れ先となる施設を確保するために、地域生活支援拠点事業について、より充実していけるよう取り組みを進めます。

また、保健・医療・福祉分野の連携を強化し、精神障がいをはじめとしたすべての障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの推進を行います。

03

一生涯を通じた生活支援のためのシステムを 充実します

乳幼児期から学齢期、青年期までの障がいのあるこどもに対して、切れ目のない支援を行うため、母子保健・医療・福祉・保育・教育等の支援を行う支援関係機関が連携して、早期からの横断的な発達支援について取り組みを進めます。

また、高齢となった障がいのある人についても、地域で生活を送ることが出来るように、様々な関係機関と連携を行い、障がいと介護といった分野の垣根を超えた、トータル的なサポート体制を構築することに取り組み、一生涯を通じて自分らしく暮らしていくための支援を充実します。

04

障がいのある人の就労に向けた支援を推進します

障がいのある人のための各就労事業所と、相談に係る各支援関係機関が連携して情報の共有を行い、福祉と教育や労働の支援関係機関によるネットワークの強化を行い、障がいのある人の就労についてより効果的に促進する取り組みを進めるとともに、就労に関して、ひとりひとりのニーズや適性に合った適切なコーディネートを行います。

また、企業に対しても、障がい者雇用に各種の助成制度や、支援施策について、情報提供を行うとともに、制度を活用していくための支援についても、ハローワーク（公共職業安定所）と連携して取り組みを進めます。

05

障がいに対する市民の理解と協働を推進します

児童や生徒、その保護者をはじめ、すべての市民に対して、正しく障がいを理解してもらい、障がいのある人もない人も自分らしく暮らしていくことが出来るように、「障害者差別解消法」と併せ、障がい者差別ガイドラインについてもその周知を図り、理解を進めるための取り組みを行います。

また、地域においても住民の障がいに対する理解をより深めるため、障がい者の団体や住民自治協議会等とも協働し、障がいのある人との交流活動や、障がいを体験してもらう学習等を地域で行い、住民に対する福祉教育の取り組みを推進します。



01

子育てに関する相談支援体制を充実します

市民が自分の暮らしている身近な地域で、子育てに関するさまざまな不安や悩みについて、気軽に相談できる機会や場所を提供するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置して、学校生活での相談に応じています。

今後も多様な方法により相談することが出来るような体制を維持し、適切な相談対応が出来るように、支援関係機関が連携を行います。

02

安心して子どもを産み育てられる子育て支援の体制をつくります

誰もが安心して、子どもを産み育てることが出来るように、子育て包括支援センター、子育て支援センター、こども発達支援センターや保健センター等が連携して、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行います。

また、子どもたちが、放課後について安心・安全な環境で過ごすことが出来る居場所として、放課後児童クラブを設置し、きめ細やかな指導及び対応を行うことで、子どもたちが健全に過ごすことが出来る環境づくりと、保護者が働きやすい環境づくりに努めます。

03

子育て支援事業を充実します

地域において、連携して子育てに取り組んでいく体制を構築することをめざし、子育て支援に係るサービスの充実や、ネットワークづくりを行うとともに、さまざまな事業等を実施していくため、事業の利用者が使いやすい環境づくりを進めます。

併せて、子育てに関する情報等についても SNS 等を活用し発信することで、利用しやすくなるように努めます。

また、ひとり親家庭等の支援が必要な家庭については、支援関係機関と連携し、適切な支援を受けることが出来るように努めていきます。

04

子どもを健全育成するための体制を推進します

児童虐待については、未然に防止を行わなければいけないという観点から、要保護児童及び DV 対策地域協議会が中心となって、迅速かつ的確に対応していくことが出来るように、支援関係機関との連携を強化していきます。

また、子育てを行う中で、子どもの発達に関して不安がある保護者からの相談についても、さまざまな支援関係機関と連携を図りながら対応していきます。そして、子どもひとりひとりがそれぞれの発達状況に応じて、必要な支援を適切に受けることが出来るように体制づくりを推進していきます。

※SNSとは

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で Web 上において社会的ネットワーク (ソーシャルネットワーク) を構築可能にするサービスです。

01

困りごとの受け止めや発見から相談や支援につなげます

困りごとを抱えて悩んでいる人は、経済的に困窮されている方だけではありません。世代や分野を超えた困りごとに対応する必要があります。そして、多岐にわたる困りごとに関する相談を受け止め、適切に相談や支援につなげていく必要があることから、そのしくみづくりについて進めていきます。

また困りごとを抱えて悩んでいる人が相談にやって来ることをただ待つだけではなく、困っている人に相談や支援についての情報が届きやすくなるしくみや、相談に携わる支援関係機関が、困っている人を見つけて相談や支援を届けるアウトリーチを行うしくみづくりをすすめます。支援関係機関と連携して地域の状況等幅広く情報を収集してニーズを抱える相談者を見つけることや、その人に必要な支援を協働して行っていくしくみを作ります。

02

「課題解決のための支援」と「伴走によるつながり続ける支援」、2つの支援を充実します。

生活の困りごとの解決や、困りごとをかかえながら自立した生活を送ることを支援するためには、「具体的な課題の解決をめざすこと」と「その人とつながり続ける」という2つのアプローチが必要になります。2つのアプローチには、共通して本人の尊厳や主体性を大切にし、本人を中心として「伴走」する意識が重要になります。

「具体的な課題の解決をめざす」支援では、本人を中心に、すでにある制度やサービスにきちんとつながる支援をすすめます。また公共料金の滞納や債務に関する困りごとをかかえる世帯が多いことから、家計のやりくりに関する相談支援を実施するとともに、経済的に困窮した世帯の子どもたちが安心して学べるよう学習支援を実施します。

「その人とつながり続ける」支援では、年単位でのゆるやかで継続的なかわりが必要になります。そのようなかわりには、支援関係機関、サービス提供機関だけでなく、地域住民をはじめとしたインフォーマルな主体の参加が必要不可欠です。そのようなインフォーマルな主体に、ゆるやかで継続的なかわりに参加してもらえるしくみづくりを進めます。

03

柔軟な社会参加や活躍できる場及び機会を開拓します

困りごとを抱えている人や生きづらさを抱えている人が、安心して過ごせる場所や機会、また支援を受ける側になるだけでなく、他の困りごとを抱えている人を支援する側にもなるような、社会参加や活躍することが出来る場所や機会（就労を含む）をつくっていきます。そして、そのような場が増えていくことで、さらに困りごとを抱えている人の発見やアウトリーチにつなげていき、相乗効果や好循環を生み出すことをめざします。

また、就労を望むがすぐに一般就労を行うことは難しいことが想定される人（高齢者等も含む）について、本人の働きたいという意欲や持っている能力を活かすことが出来る就労の場や機会の創出を推進し、生きがいを持って暮らしていけるように支援します。

このような社会資源を開拓していくことで、既存のサービスでは対応することが困難であった人が、社会や地域に参加することで、これまで困難であった社会とのつながりを確保することをめざします。

01

生活や居住に関する相談支援を充実します

住居確保要配慮者が、地域において安定した生活を送ることが出来るように、生活支援体制の確立をめざした取り組みを進めます。

そのため、三重県居住支援連絡会が開催する相談会の案件だけでなく、各関係機関から寄せられる相談等について、相談案件ごとの、さまざまな課題に対して解決に向けた支援を行います。

また、各関係機関とも相互に情報を共有することにも努め、入居後のフォローアップについても行っていきます。

02

賃貸住宅等の入居保証に関するシステムの構築をめざします

今後想定されている少子高齢・人口減少社会の到来とともに、地域においてひとり暮らし世帯等の増加が見込まれ、保証人の確保が困難になると思われれます。保証人がいないことを理由に、賃貸住宅等に入居できないなどの不利益をもたらすことがないようなくみづくりに取り組んでいく必要があります。

そのため、地域住民や支援に携わる関係機関、各種団体等と連携し、新しい保証システムの構築をめざした取り組みを推進します。

※住居確保要配慮者とは

さまざまなバックグラウンドを理由に、賃貸物件を借りられない等の住まいの選択肢に制限のある人のことをいいます。

03

居住支援団体間の連携体制の構築を目指します

住まいに関する支援をより充実させるため、三重県指定の住宅確保要配慮者居住支援法人である伊賀市社会福祉協議会をはじめとした居住支援に関わる関係機関等が、連携して支援を行う体制づくりを目指します。

04

一時的な住まいの確保に対する支援を行います

住居を持たない人や車中泊、インターネットカフェ宿泊を続けている、知人宅を渡り歩いている等の不安定な居住形態である人に対して、一定の期間を定めて緊急的に宿泊場所や衣食を提供できる体制を整備します。そして、その後の安定した生活に向けて、就労支援や継続的に利用することが可能な制度やサービスへつないでいく等の支援を行います。

また、支援が必要な方の一時的な宿泊場所を確保するために、さまざまな福祉サービスを実施している事業所や、一般事業所とも連携を深め、支援を行っていく体制を充実させます。

B

地域医療

01

2025年問題、2040年問題を見据えた地域医療のカタチづくりを進めます

伊賀市では2017（平成29）年10月に、「2025年問題」に対応できる地域医療のカタチづくりのために、「市内2基幹病院の役割と連携強化」「二次救急医療のさらなる充実」「看護師等医療人材の確保・育成」「在宅医療をサポートする在宅医療センター機能の創設」「3つの地域包括ケア圏域を軸とした在宅医療スタイルの構築」という5つのプロジェクトを中心とした「伊賀市地域医療戦略2025」を策定しました。

この戦略に基づいて、救急医療、在宅医療、人材育成の視点から、この5つのプロジェクトの実現に向けて取り組んでいます。

引き続き市民が安心して救急医療を受けられるカタチづくり、在宅医療を選択できる環境づくりをめざし取り組みを進めます。

併せて、高齢者人口の増加と現役世代の減少による人材不足などが見込まれる「2040年問題」を見据えた新たな戦略の検討を進めます。

※2025年問題とは

西暦2025年以降、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、日本が超高齢化社会になることで、医療や介護に携わる人材の不足や、社会保障費の増大が問題になることをいいます。

※2040年問題とは

西暦2040年に、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者数がピークに達することで、日本社会が直面すると予測されている内政上の危機のことをいいます。

02

オール伊賀市で安心して在宅で暮らせるための 取り組みを進めます

伊賀市では、地域福祉計画推進委員会の専門部会の一つとして、2012（平成 24）年度に、医師や歯科医師、薬剤師、訪問看護師、訪問療法士、医療ソーシャルワーカー、ケアマネジャー、社会福祉法人、行政で構成する「保健・医療・福祉分野の連携検討会」を立ち上げ、医療や介護ニーズのある人が、在宅で暮らし続けるための課題把握や、課題解決に向けた事業に取り組んでいます。

現在、患者さんやその家族もネットワークの一員となった、オール伊賀市による「お薬手帳を活用した在宅患者サポート事業」に取り組んでいます。

引き続き、市民の皆さんが安心して在宅で暮らせるための取り組みを進めるとともに、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を取り入れた新たな事業展開の検討も進め、2040 年問題を見据えた全世代型地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

※DX(デジタル・トランスフォーメーション)とは

IT (Information Technology/情報技術) の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念のことをいいます。

C

健康づくり

01

健康づくり事業を推進します

地域において、住民自らが主体的に健康づくりに取り組むことが出来るように、住民自治協議会をはじめ地域にある各種団体等に健康に関する情報を提供し、身近なところから健康づくりに取り組むことが出来るようなしくみづくりをしていき、自助の取り組みを進めます。

02

生活習慣病等の予防及び重症化の予防を推進します

生活習慣病について、早期発見及び早期治療のために、がん検診、特定健診、歯周疾患検診等の各種検（健）診を、円滑に実施していくとともに、受診意識の向上につながるよう取り組みを進めます。

また、いつまでも健康で暮らせるように、生活習慣病等の重症化による身体機能の低下を防ぐため、ひとりひとりが自分自身の健康問題に気づき、食生活の改善及び運動習慣の定着等の生活改善をめざした、継続的な健康づくりに取り組んでいくことが出来るように支援をしていきます。

03

若い世代からの健康づくりを推進します

若い世代から健康づくりに取り組むことが、将来の生活習慣病等の予防につながります。

学校や企業と連携して、若い世代が利用しやすい各種SNS等を活用し、健康に関する情報提供や継続して健康づくりに取り組むしくみをつくり、生涯を通じ健康づくりができるように支援していきます。

04

感染症予防対策を推進します

新型コロナウイルス等感染症を予防するため、ソーシャルディスタンスの確保、マスク着用の徹底や手指消毒等をはじめとした「新しい生活様式」を、広く市民に周知及び啓発します。

※ソーシャルディスタンスとは

社会的距離を意味する言葉で、感染拡大を防ぐための人的接触距離の確保として考え方が提唱されました。

01

交通及び移動に関する取り組みについて

都市間を跨ぐ軸線から各世帯に近い交通まで、市民の暮らしを支え、都市構造にも資する地域公共交通ネットワークを形成します。

そのために、分かりやすい情報の提供や乗り継ぎしやすいダイヤ設定など、サービスの充実を図るとともに市内の交通手段を総動員して、公平に移動でき、地域の移動性が高まる取り組みを進めます。

そして、地域公共交通の必要性をより多くの市民に理解いただき、自発的な協力・利用をしていただくよう地域公共交通に対する機運の醸成を図るとともに、持続可能なサービス提供に向け、市民・地域・市・交通事業者・企業等が連携した取り組みを推進します。

また、移動手段に制約があり、買い物や通院等の日常生活に困難が生じている人の支援が地域課題になっていることから、公共交通を補完する移動手段の活用を含めた検討を行うなど、交通担当部局等と連携しながら、課題解決に取り組みます。

02

人権課題解決に向けた取り組みについて

誰もが人権を尊重し合えるまちづくりをめざすために、人権地区別懇談会等の機会を通じて、人権教育・啓発を推進し、市民の人権意識の高揚を図る取り組みを行うとともに、

人権を侵害する事案の発見やその防止体制を確立するために、人権課題別のガイドラインを作成し、人権侵害に対する周知や早期発見・解決・防止対策を行います。とりわけ隣保館に関しては、地区における福祉の拠点として位置付け、相談体制の充実等を図ります。

そして、支援関係機関とも連携を行い、さまざまな人権課題別にその解決に向けた体制を構築します。

03

多文化共生のための取り組みについて

日本語が分からない外国人住民に対しては、多言語による相談窓口を設置し、問題を抱え込まず、早期解決ができる体制を整えます。必要な行政情報や社会のルールについて、正しく理解してもらえるよう、文書を翻訳したり通訳による支援業務を行うほか、窓口ではやさしい日本語での対応を行います。

また、国籍や多様な文化の違いを認め、理解するために市民同士が交流できる事業を充実していきます。併せて、外国人住民に必要な情報については、伊賀市多文化共生センターにおいて、ホームページやフェイスブック等のインターネットや SNS 等を利用して発信していきます。

04

文化的な活動の取り組みについて

文化芸術を鑑賞する、参加する、創造することは生まれながらの権利です。高齢者や子ども、障がい者、働く世代、子育て世代、介護世代などを含むすべての市民が文化芸術に親しむことができるよう、各分野との連携を深め、鑑賞・活動の機会を創出します。

また、誰もが文化芸術を身近に感じられるきっかけとなる機会や場を提供するとともに文化芸術活動を通じた個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

第5章

6つの充実

誰もが笑顔でいきいきといつまでも暮らせるように、
支え合いやつながりが**充実**したまちをめざします。

基本理念を達成するために、持続可能な地域づくりやオール伊賀市で連携して取り組んでいくしくみ、そして支え合いの基盤やつながりを強めていく6つのことを充実させる取り組みを進めます。

- 1** みんなでつくる地域福祉コミュニティ 067
- 2** 多機関の連携による福祉の「わ」づくり 071
- 3** つながりあえる地域づくり 075
- 4** 安心と安全のまちづくり 079
- 5** これからの人材を育成するしくみづくり 085
- 6** 生きづらさを抱えた人に寄り添う社会づくり 089

これからの地域づくりのしくみを実現します

伊賀市では、第3次計画において、住民主体による地域課題解決に向けた協議を行う場である「地域福祉ネットワーク会議」を住民自治協議会単位で設置することに取り組みました。

現在はほぼ全ての住民自治協議会単位で設置を終え、ネットワーク会議間の連携を深めるために、地域福祉ネットワーク会議連絡会を設置しました。

これからの地域づくりのしくみを考える際に重視するのは、これまで積み上げたものを活かしていくということで、決して今までにない新しい何かを生み出すことではありません。これまでから地域にあるものや地域で行ってきていることで、今までは気付かなかった、何気なく見過ごしてきてしまったものを、別の視点から見つめなおすことで、発見することや気づくことで作りあげることができます。本計画では、地域福祉ネットワーク会議をベースに、わたしたちが暮らしている地域において、ひとりひとりが社会とのつながりを持ち、誇れるモノを確認できる、答えることができるそんな地域の宝物を見つけられる地域づくりを支援します。

01

既存の拠点やしぐみを最大限に活用します

第3次計画において全住民自治協議会単位で設置をめざした地域福祉ネットワーク会議は95%まで設置は終わっていますが、引き続き未設置地区への設置支援と設置地区の運営支援を行います。そして地域福祉ネットワーク会議間の連携を構築するための地域福祉ネットワーク会議連絡会の運営についても支援を行うことで、各地域の運営等における課題の解決や改善を行うことにつなげていきます。

こうした地域福祉ネットワーク会議の設置及び運営支援や地域福祉ネットワーク会議連絡会の活動を円滑に進めていくために、地域に出向いて地域支援を専門的に行う「地域福祉コーディネーター」を配置します。

そして、この地域福祉ネットワーク会議をベースに、ニーズや課題に応じた柔軟で多様な主体によるプラットフォームの形成に向けて支援します。プラットフォームの形成の仕方にはさまざまな方法があり、形成されたプラットフォーム自体も地域の特性に合わせてさまざまな形になりますが、共通しているのは地域住民が誇れるモノであるということです。計画期間中にそんなプラットフォームが1つでも多くできるように支援します。

地域福祉ネットワーク会議

- ・住民主体による地域課題解決に向けた協議の場

地域福祉ネットワーク会議 連絡会

- ・ネットワーク会議間の相互連携の構築

多様な主体が集い形成する プラットフォーム

- ・地域の特性に応じ、多様な主体により作り出す

02

地域住民や多様な主体による地域活動を支援します

地域生活において、既存の取り組みでは対応できない制度の狭間となる問題や、ひとりひとりでは解決が困難な生活課題が発生しています。他人事を「我が事」に変え、お互いさまの精神により「みんなで作る地域福祉コミュニティ」を実現していくためには、住民を主体とした地域課題を把握して解決を試みる体制の充実が必要です。

地域づくりのコーディネート機能を担う「地域福祉コーディネーター」は、人づくり、拠点づくり、活動支援、財源確保、ネットワークの構築、情報支援などを行います。多様な主体が、活動分野を越え協働して地域課題解決に取り組めるように支援します。その他、活動団体が実施する事業や活動がどのような社会的・環境的な成果が得られるかを見直すなどのコンサルティングを行い、活動団体の課題解決力を高めながら、地域の活性化をめざします。

03

支え合いやつながりを育む活動を支援します

オンリーワンの地域づくりの推進として、現在でも一部の地域ではオリジナル性を出したカフェや市場等のコミュニティビジネスを核にした地域づくりが行われていますが、このような地域をさらに広げていき、地域住民がいきいきと活動できる場を作ることで、支え合いやつながりを育む取り組みについて支援します。

※コンサルティングとは

本来の意味としては経営者等に解決策を示し、その発展を助けることを意味しますが、ここでは広義として活動団体等に対して、ファンドレイジングなどの組織基盤強化を通じて、団体の活動の発展をサポートしています。



多機関が連携した福祉の「わ」を創造します

伊賀市には、社会福祉法人・NPO法人・民間の事業者等の様々な機関があり、すべての機関が、市民が暮らしやすい、住んでいてよかったと思えるまちづくりをめざして取り組みを行っています。

それぞれの業種や分野を超えて連携することで、相乗効果が生まれ、福祉が充実したまちになると考えています。

01

多職種連携による取り組み

保健・医療・福祉分野における連携を深め、お薬手帳を活用して、在宅患者支援のしくみづくりに協働して取り組んできました。これにより、専門職ごとによって行われていた支援が、横のつながりをもって行われるようになり、医療ニーズのある人が在宅で安心して暮らしていくことが出来るようになりました。

また、専門職同士の意識にも変化が現れ、多職種が連携した取り組みを推進することが支援を受ける人だけではなく、支援をする側にとってもプラスになるということも分かってきました。

引き続き多職種が連携し、取り組みを進めていくことで、市民ひとりひとりが幸せに暮らしていけるまちづくりを推進していきます。

社会福祉法人連絡会による取り組みを推進します

伊賀市では、それぞれの社会福祉法人が連携して、地域貢献活動を行うことを目的として 2016（平成 28）年 2 月に「伊賀市社会福祉法人連絡会」が設立され、これまでにセミナーの開催や、人材の派遣や物品等の貸し出しを行い地域貢献活動に取り組んできました。

また、災害時においては福祉避難所として指定されている施設もあり、避難者の受け入れや、万が一被災しても福祉避難所として運営することができるための BCP（事業継続計画）についても相互で協力して作成を行う取り組みを行いました。

さらに、不足する福祉人材の確保のために、福祉体験教室の開催や外国人を対象にした「福祉の仕事」に関する DVD を作成し、幅広く人材確保に取り組んでいます。

今後は、福祉避難所としての体制を強化していくことに加え、福祉的ケアが必要な方への専門職の派遣や、福祉や介護に携わる人材育成等について、さらなる連携強化により取り組みます。

また、社会福祉連携推進法人という新たなしくみが示された中で、地域共生社会の実現のために、分野を超えた連携支援を行うことや、災害時対応・感染症対応・人材不足への対応という大きな共通課題に取り組み、他の事業者等と連携してさらなる地域貢献活動を行うために、ネットワークの拡充をめざします。

03

様々な事業者等とも連携を行います

伊賀市では、市内にあるさまざまな事業者と協定を締結し、地域における見守り活動をはじめ、伊賀市が行う事業の啓発や周知を行っていただいています。

これまで福祉の様々な支援の特徴としては、相談に来た人に対応することが主なもので、アウトリーチの部分に弱みがありました。各事業者と協定を締結することで、アウトリーチの強化につながると考えています。これからもさまざまな事業者と協定を締結することで、弱みを補えるように努めていきます。

また、ボランティア団体等地域で活躍する団体を育成するとともに、活動を継続して行えるように支援します。